

注意事項

(修学資金・就学支度資金・修業資金・技能習得資金用)

- この制度は、母子・父子・寡婦の方の経済的自立を目的とした福祉資金です。母子・父子・寡婦家庭でなくなった場合(婚姻・事実婚)、市外に転出した場合、または貸付対象者が退学した場合は、貸付停止となり、場合により一括償還となることがあります。
- 貸付を申請される場合は、必要に応じて事前に何度か相談者本人(母・父)に本庁に来課していただきます。また、申請の検討段階から収支を含む生活状況をお尋ねさせていただくことがあります。ご相談後に転職や収入の増減等があった場合、お知らせいただく必要があります。
- 申請後書類審査があり、不承認となる場合があります。また、ひとり親の経済的自立を目的とするため、償還金額が生活収支から見て多額である場合など、追加で書類の提出や聞き取りをお願いすることがあります。
- 審査を経て貸付が決定した場合、貸付金の振込みは貸付の決定から約1ヶ月程度になります。そのため初回の学費納入期限に間に合わない場合があります。また振込の都度、請求書の提出が必要です。署名捺印(実印)のうえ、指定の期限までに請求書を提出していただきます。
- 連帯保証人の要件は以下の通りです。
 - 保証人の要件
 - ・保証能力がある(生活と償還の両立ができる)
 - ・原則65歳未満の人で、最終償還日において70歳未満の人
 - ・同一生計の者は不可。原則として市内居住者(連帯借主がいる場合を除く)
 - ・資金の貸付けに関する利害関係者でないこと(就学支度資金・修学資金・修業資金は前夫・前妻の方でも可)
 - ・保証意思が確実であること
 - ・債務整理中でない(個人再生や自己破産など)
- 日本学生支援機構の貸与型奨学金との併用については、要件があります。
 - ・支援機構の借入額が本貸付の限度額を上回っている場合、本貸付は受けることができません。
 - ・支援機構の借入額が本貸付の限度額以内の場合は、限度額との差額のための貸付となります。
- 高等教育修学支援新制度(支援機構の給付と入学金・授業料減免)の対象者になった場合、要件があります。
 - ・進学前に高等教育修学支援新制度の対象になった場合は、限度額との差額のための貸付となります。
 - ・進学後に高等教育修学支援新制度の対象になった場合は、支援相当額を償還していただきます。
- 貸付額は学費(入学金、授業料、施設費等)により必要額を計算し、限度額以内で決定します。不足額(必要経費－貸付希望額)が出た場合は、不足額をどのように用立てるかなどもお伺いします。
- 貸付の目的(申請内容)以外に貸付金を使用した時、虚偽の説明、事実隠匿、貸付目的を達成する見込みがないと認められる時は貸付を停止し速やかに一括償還していただきます。
- 他の債務について、返済状況の確認をいたします。
- 貸付金の償還に滞納が生じたときは、年3%の違約金がかかります。

ご不明の点は船橋市役所 こども家庭センター 母子・父子自立支援員までお問い合わせください
月～金 9:00～17:00 047-436-2320